

長寿医療制度のお知らせ (後期高齢者医療制度)



10月より会社の ※1(被用者保険) 健康保険などの 被扶養者であった方の 保険料の納付がはじまります。

※1/会社の健康保険など(被用者保険)とは、政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険のことです。市町の国民健康保険や国民健康保険組合(建設国保など)は含まれません。

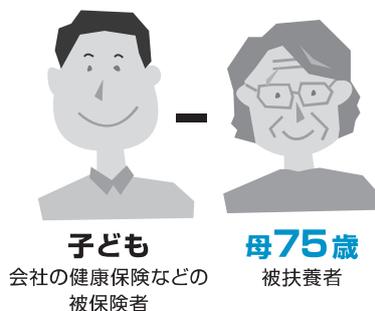
Q

被扶養者の方の保険料の軽減は？

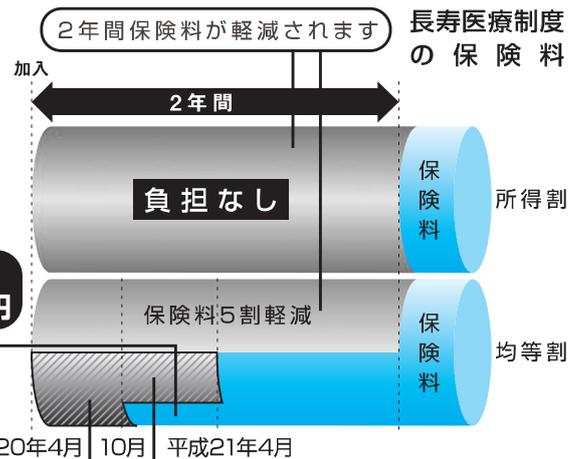
A

会社の健康保険などに加入する配偶者や子供の扶養に入っていた方が、新たに長寿医療制度に加入する場合

会社の健康保険などの被扶養者であった方が新たに長寿医療制度に加入する場合は、2年間、所得割が免除され、均等割が半額になります。



最大
2300円



追加の軽減措置

さらに追加の軽減措置として、20年4月～9月の期間については均等割が全額免除
20年10月～21年3月の期間については均等割が9割軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方で、年間の保険料が2,300円以下になっていない場合は、被扶養者であったことが確認できていない可能性がありますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

次の方の保険料をさらに軽減します。

平成20年度の保険料について変更を行いました。

■ 均等割額が7割軽減されている方

→均等割額が**8.5割軽減**になります。

(例／保険料が年額14,200円の方は6,900円になります)

■ ※²「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方

→所得割額が**5割軽減**になります。

上記についての、手続きをしていただく必要はありません。

※2／賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得等)は、保険料の通知書でご確認ください。

次のような方は、年金からの引き落としだけでなく、保険料の**口座振替も可能**になりました。ご希望の方は**市町窓口**でお手続きを

1 国民健康保険の
保険料(料)を、
この2年間、滞納なく納
めていた方は、

ご本人の
口座から



2 年金収入が180万円未
満の方で、代わりに納め
てくれる配偶者や世帯主が
いる方は、

その方の
口座から



※申し出から口座振替の開始まで2～3ヶ月必要になります。
※保険料納付による所得税・個人住民税の社会保険料控除は、
納付された本人が対象となります。(「①被保険者本人の年金
から引き落とす場合」は、被保険者本人、「②配偶者や世帯主
の方の口座から保険料を納付する場合」は、その口座名義人
が受けられます。)

問
い
合
わ
せ
先

神崎市役所 市民課

または、佐賀県後期高齢者医療広域連合

ホームページ <http://www.saga-kouiki.jp/>

☎ 37-0115

☎ 64-8476

神崎市地域子育て支援センターだより



市では「神崎市子育て支援センター事業」を通じて、子育て支援、遊びの場の提供、育児相談などに取り組んでいます。
神崎市内にお住まいの子育て中の親子であればどなたでも参加できます。

* ひだまりの会 *

と き		対象年齢	内 容	と ころ	申込締切日
10月	2日(木)	全年齢	楽しく運動会ごっこ	ちよだ保育園	申込終了
	9日(木)		園庭で遊ぼう	せふり保育園	
	16日(木)	0～1歳児	手作りおもちゃで遊ぼう	千代田町保健センター	10月10日(金)
	23日(木)	2～3歳児		10月17日(金)	
11月	6日(木)	2～3歳児	自然と触れ合って遊ぼう	次郎の森公園	10月27日(月)
	13日(木)	0～1歳児	絵本の読み聞かせ	千代田町保健センター	11月7日(金)

8月28日、神崎市子育て支援センター「ひだまりの会」では、親子で、シャボン玉遊びを楽しみました。大きいシャボン玉、小さいシャボン玉が、いっぱいできた時、大きな歓声が、あがっていました。



※参加を希望される方は、事前に子育て支援センターへお申し込みください。(電話可)



* おしゃべりサロン *

と き	対象年齢	内 容	と ころ	申込締切日	
10月21日(火)	10:00～11:30	全年齢	フリートーク・育児相談	千代田町保健センター	申込不要

子育てに関する相談を受け付けています。
電話での相談も可能です。気軽にご相談ください。
〇とき 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～16:00

◎問い合わせ先
神崎市地域子育て支援センター -
(千代田町保健センター内) ☎44-4908

ペットの命を大切に

—犬・猫の引取りが有料化—

10月1日からペットの引き取りが有料化されます。このため、市役所でのペットの引き取りは廃止になります。

もしどうしても飼えなくなった場合は、県が引き取ります。

「生後90日以上の子犬、猫1匹につき」

「生後90日未満の子犬、猫10匹につき」

...2,000円

保健福祉事務所による出張引取りの場合は、それぞれ4,000円となります。引取り曜日、時間の指定がありますので、事前にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所 食品衛生課

☎30-1906

神崎市役所 環境課

☎37-0112

行政相談は、道路・河川・下水道の整備、公害・環境問題など毎日の暮らしの中で、行政が行っている仕事に関する問題について、ご意見・苦情・困りごとがありましたら、総務大臣から委嘱された行政相談委員がご相談に応じます。
相談内容の秘密は守られます。お気軽にご利用ください。
日程は、相談のページでご確認ください。

◎問い合わせ先
神崎市役所 秘書広報課
☎37-0088

10月20日から26日は、
行政相談週間です

行政苦情110番

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん
☎0570-090110

全国どこからでも最寄りの行政評価局・行政評価事務所につながります。

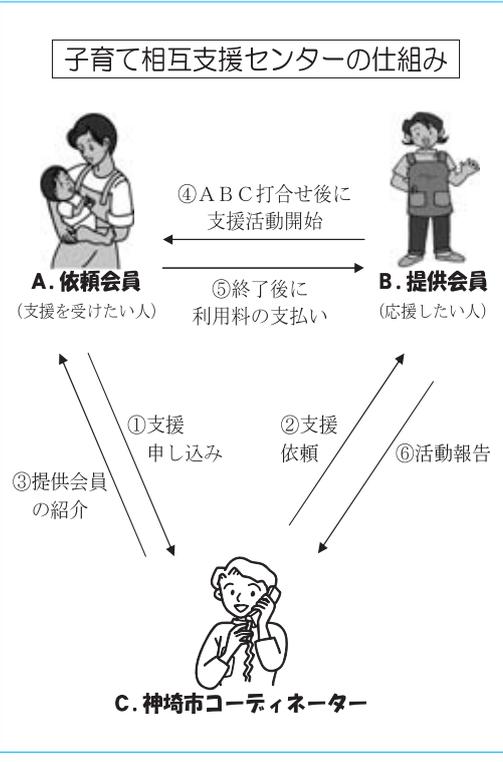


子育て相互支援センター 依頼会員募集!

子育て相互支援センターとは、子育ての手助けをして欲しい人と子育てのお手伝いをしてほしい人が会員となって、相互援助活動を行う組織です。今回は、援助を必要とする「依頼会員」を募集します。

依頼会員とは?

市内に在住している方、または、市内に勤務している方のうち、子育て援助の対象となる生後6ヶ月から小学6年生までを養育している方で、子育ての援助を必要とされる方



- 相互援助活動の内容
- (1) 保育園、幼稚園、小学校等 (以下「保育施設等」という。)
 - (2) 保育施設等への児童の送迎
 - (3) 児童が軽度の病気の場合の児童預かり
 - (4) 保護者が疾病、冠婚葬祭又は私的な用事で育児ができない場合の児童預かり
 - (5) その他子育てと仕事の両立のために必要な援助

○利用料金 (1時間あたり)

時間帯など	金額
通常時間 (午前7時から午後8時まで)	600円
早朝・夜間 (上記以外)	700円
土・日・祝日	700円
病後児保育 (軽度に限り)	700円

ご希望の方は、「神崎市子育て相互支援センター」入会申込書」の提出が必要です。援助活動中に生じた問題は、会員相互で解決することとなります。

詳しくは、左記へお問い合わせください。

○申込・問い合わせ先
神崎市役所 福祉課
☎ 37-0110

おゆずり会 育児用品などを募集します

季節が移り変わるように子どもたちも日々成長し、大きくなるのもあつという間です。皆さんのご家庭で使わなくなった子ども服や育児用品など眠っていませんか? バザーではありませんので、無償で提供していただける方をお待ちしています。

- 受け付けられないもの
- ・シミ、汚れのあるものや下着類
- ・食べ物、ぬいぐるみなど
- 持込の注意点
- 哺乳瓶、搾乳機などは、未使用のもの、絵本は、月刊誌や雑誌以外のもの



おゆずり会		募集期間	持込先
とき	ところ		
11月 2日 (日) 10:00~11:30	千代田総合支所 1-1 会議室	10月14日 (火) ~24日 (金)	千代田町 保健センター
11月13日 (木) 10:00~11:00	神 崎 町 保健センター	10月27日 (月) ~11月10日 (月)	神 崎 町 保健センター

○問い合わせ先
神崎市母子保健推進協議会
千代田支部 (千代田町保健センター内) ☎ 44-2021
神崎支部 (神崎町保健センター内) ☎ 51-1234

ご存知ですか? 一時保育

~神崎市は、子育て中の保護者の方を応援します~
一時保育は、保護者の冠婚葬祭や疾病、リフレッシュなどの場合に利用できます。

- 対象者
保育園に入園されていない生後6ヶ月以上の就学前児童
市外の居住者も利用できます。
- 日数制限 (1月あたり)
- ・家庭保育が困難な場合は、14日以内
- ・リフレッシュなどの私的理由の場合は、5日以内
- 利用料金 (1人につき)

	半日	1日
3歳未満	900円	1,800円
3歳以上	800円	1,600円

○保育施設
小桜保育園、ちとせ保育園
神崎保育園、神崎双葉園
詳しくは、お問い合わせください。

○問い合わせ先
神崎市役所 福祉課
☎ 37-0110
千代田総合支所 市民福祉課
☎ 44-2167
脊振総合支所 市民福祉課
☎ 59-2111